

要望事項 (優先順位 2)

京都市明德児童館の学童クラブ登録児童数増加に伴う育成室の増築

要 旨

児童福祉法の改正により、学童クラブの対象が小学校に就学している児童となり、京都市においても2015年度から学童クラブ事業の対象が小学3年生から6年生までに拡大されました。また、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が定められ、「専用区画の面積が児童一人につき、おおむね1.65㎡以上でなければならない」と示されています。

明德児童館では2019年度から児童1人当たりの面積基準を下回る状況となり、2020年度に学童クラブの登録児童は1年生から6年生までで169人、2021年は179人(低学年133人、高学年46人)と増加しています。

今年度は、明德小学校の児童数が増える状況の中で、学童クラブ室に転用できる余裕がないところを、北校舎3階の少人数指導や児童会活動に使用している教室を放課後のみ学童クラブ室に借用して、面積基準を満たして事業を実施しています。

しかし、明德小学校も次年度に1年生児童数が106名を超え、今後、中学年以上で35人学級が実現すると、学童クラブ室に転用できる教室等はなくなります。

今後、少子化は進行するものの、就労家庭の増加により、学童クラブ登録児童は増加するものと予想されます。

つきましては、児童館育成室に隣接してプレハブを設置することにより、育成室を拡張し、現在の職員配置によって安全管理が行き届き、すべての登録児童が同じ環境で学童クラブでの生活が送れるよう、必要なスペースの増築を強く要望いたします。

明德児童館学童クラブ保護者や地域の明德児童館運営協力会においては、このような面積基準を下回る状況で、地域の子どもの育成が行われておりますことを大変危惧しております。一刻も早い対処をお願いいたします。

回 答**(子ども若者はぐくみ局)**

学童クラブ事業の面積基準について、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」において、学童クラブ事業の実施場所は、利用児童1人当たりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することとしています。

明德児童館においては、教育委員会との連携の下、小学校の余裕教室の活用等により、令和3年度は、条例に定めた基準に基づく実施場所を確保することができていますが、何らかの理由によって現在のスペースを使用することができなくなった場合、この基準を満たすことができなくなる可能性があることは御指摘のとおりです。

しかしながら、このような可能性は、小学校の余裕教室など、学童クラブ固有の施設以外の実施場所を活用している学童クラブにはすべからく生じるものです。

本市の児童館・学童クラブ事業においては、実施場所の確保や老朽化など、明德児童館以外にも多くの課題を抱えており、危機的な財政状況の下、優先順位をつけてこれらの解消を図っていく必要があります。

明德児童館においても、面積基準を下回る可能性が相当程度に高い場合、何らかの対応を行う所存ですが、現下の財政状況の下で、御提案のような予防的措置を取るとは困難ですので、御理解願います。

地図

